

横浜地方裁判所川崎支部 御中

平成30年(ワ)第563号

無期転換逃れ地位確認等請求事件の公正なる裁判を求める要請

川崎労働組合総連合  
全川崎地域労働組合

基本的人権を擁護し、社会的正義の実現に奮闘されている貴裁判所に対して敬意を表します。

私たちは、安心して働き暮らすために施行された労働契約法第18条を無視する日本通運の雇止め事件である平成30年(ワ)第563号無期転換逃れ地位確認等請求事件に深い関心を持っています。

言うまでもなく、労働契約法18条は、雇用不安を常に抱える有期雇用労働者の生活を安定化させるため、5年を超えて同一の雇用主の下で働いてきた労働者に無期雇用の権利を与えるものです。

ところが日本通運は、この法の精神を無視し、無期雇用の権利が生じる満5年の1日前に雇止めしました。

こうした脱法行為に対しては、厚生労働省も「無期転換を避けることを目的とし無期転換権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいとは言えない」としています。

原告岩本氏は、泣き寝入りすることなく、法の精神を正面から受け止め2018年7月31日貴裁判所に提訴しました。

有期雇用労働者は、日本通運だけでも数千名在籍するとされ、全国ではその数は計り知れず、その影響も同様で、マスコミ報道でも大きく取り上げられました。

貴裁判所が、法の精神をいかんなく發揮し、公正なる判断を早期にされるよう要請するものです。

以上

氏 名	住 所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール401 全川崎地域労働組合

TEL 044-211-5164

日本通運「無期転換逃れ」裁判勝利を勝ち取る  
労働契約法第18条無期転換の立法趣旨に適った労働法理  
を確立するための署名とカンパの訴え！

川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンポール川崎砂子401  
TEL 044-211-5164

全川崎地域労働組合

執行委員長 大貫 春男

原告 岩本 久芳

いま、私たちは、横浜地方裁判所川崎支部で日本通運株式会社のいわゆる労働契約法「無期転換ルール」逃れによる雇止め無効を訴え、裁判係争中です。

本件は、原告が2013年7月1日より、日本通運株式会社に1年契約更新の有期労働契約で直接雇用され、その後、労働契約は、4回更新されたものの、無期転換申込み権が発生する通算雇用契約期間5年の前日、2018年6月30日をもって雇用期間満了による雇止めとなつたものです。

ご存知の通り、有期雇用契約は、何年更新続けても非正規労働者として低い待遇と不安定な雇用により経済的な自立が困難であり、将来の展望も描げず社会不安の元凶ともなっていました。

こうした有期雇用の現状に鑑み、労働契約法第18条は「無期転換ルールは、有期労働契約の乱用的な利用を抑制し労働者の雇用と生活の安定を図る」ことを目的として立法されました。

日本通運は、こうした労働契約法の立法趣旨に反して「無期転換申込権」が発生する前に労働者を雇止めしました。こうした日本通運の反社会的な行為は許されものではありません。

「無期転換申込権」が発生する2018年には同様な事案が多数発生し、厚生労働省は、「無期転換を避けることを目的として無期転換申込権が発生する前に雇止めすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいと言えない」と、都道府県労働局に啓発活動に取り組む方針を出しました。

本件裁判を通して、こうした事態を開拓し、日本通運をはじめとする各企業を社会的責任と法律遵守の立場に立たせ、有期契約労働者の将来を左右する労働契約法第18条の精神に則した労働法理を確立することが重要です。

そのためには、専門的知識を有する労働法学者の意見が重要となります。

以上の見地に立って労働法学者に労働契約法第18条の無期転換申込権が発生する直前の雇止めは、立法趣旨からも認められないことなどを意見書に書いていただくこととしました。

皆様には、趣旨ご理解の上、法理確立に必要な運動を進める上の必要経費確保に向けたカンパと署名への取り組みを訴えるものです。以上